

## (仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

### 1 全体的事項

- (1) 対象事業実施区域周辺は、「生物多様性保全上重要な里地里山」、「日本の重要湿地 500」に選定され、「広島県自然環境保全地域」に指定されている八幡湿原や「保安林」、「鳥獣保護区」及び「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」といった重要な自然環境のまよりの場が存在している。また、対象事業実施区域周辺は、西中国山地国定公園の特別地域に指定され、優れた自然の風景地を有しており、多数の住居が存在する地域である。さらに、対象事業実施区域の周辺は多くの鳥類の渡りの経路となっており、生物の多様性及び豊かな生態系を有する地域である。これらの地域特性を踏まえたうえで、環境影響を回避・低減するよう風力発電設備及び取付道路等の構造・配置・規模（以下、「風力発電設備の配置等」という。）を検討し、その検討経緯について評価書において明確にすること。なお、環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 事業実施にあたって、事業者は住民に対して真摯に向き合い、住民理解と合意形成を図るための丁寧かつ十分な措置を講じ、最大限の努力を払い合意形成を図ること。引き続き住民の求めに応じ、説明の機会を設けること。さらに、当該準備書に対する意見を踏まえて、送電計画を含む事業計画について取りまとめ、これを公表するとともに、地域住民及び地元自治体（北広島町及び安芸太田町）に丁寧かつ十分な説明を行い、相互理解を図ること。  
また、事業実施後に迅速かつ丁寧な対応ができるよう地域内に専属の職員を配置し地域住民との相談窓口を開設すること。
- (3) 風力発電設備の配置等については、地元住民からの寄せられた要望や意見を十分に配慮すること。また、準備書に記載の内容はもちろんのこと、準備書に対する意見を踏まえて、専門家等の助言、最新の知見、科学的見地に基づいて検討すること。  
送電計画については大規模な森林伐採や土地の造成、景観の阻害要因となる可能性があることから評価書において可能な限り明らかにすること。  
対象事業実施区域周辺は複数の風力発電事業が立地もしくは計画されており、累積的な影響が懸念されている。これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的影響が懸念される項目について適切に予測評価し、その結果を評価書に記載すること。さらに、これらの風力発電施設の事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。
- (4) 準備書のインターネットでの公表においては、印刷可能な状態としていたが、評価書においても同様に、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておく等、利便性の向上を図ること。  
また、縦覧後も風力発電事業者から累積的影響等環境影響評価手続きのための調査による環境影響評価図書の見直しを求められた場合、可能な限り協力を行うこと。
- (5) 事後調査は専門家等の意見を踏まえ適切に調査を実施すること。事後調査の結果、さらなる環境保全措置が必要と判断される場合は、環境影響を分析し、結果に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書としてとりまとめ、公表すること。
- (6) 発電所の供用終了後の施設の撤去と跡地の整理について、耐用年数経過後の設備を他社に譲渡する場合も含めて、当該事業者が責任をもって撤去及び跡地整理を行うこと。
- (7) 対象事業実施区域の周囲に該当する「やわたハイランド 191 リゾート」は専用水道を利用しており、近隣において工事道路用林道の改変がある。知事意見に対する事業者見解では「やわたハイランドリゾート」付近では、風車の設置に係る造成を伴う影響を把握する地点として「水質①

を設定しております。」と回答しているが、「やわたハイランド 191 リゾート」専用水道の水源がこの地点の水系に属することを確認し評価書に記載すること。水系が異なる場合は「やわたハイランド 191 リゾート」を調査地点に含め、調査、予測及び評価すること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質、騒音、低周波音及び振動

ア 大気質において、工事関係車両の主要な走行ルートが当県域を通過していないため、工事用資材等の搬出入について、当県域での予測地点が設定されていないが、今後の検討においてルート計画を変更し、当県域に環境影響が想定される場合は、当県域での調査・予測地点追加等の再検討を行うとともに、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 風力発電機の配置等を検討する際には、対象事業実施区域周辺が騒音苦情の少ない静穏な地域であることを考慮すること。評価書の作成までに、風力発電設備の基数や配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働調整を含む環境保全措置を検討及び講じること。

ウ また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び低周波音（超低周波を含む）の影響を強く受ける住民に対して環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

エ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講じること。

オ 事業実施区域に隣接する「やわたハイランド 191 リゾート」は冬季における重要な観光施設であることを配慮し、今後も運営事業者に対し、十分な説明を行い、理解を得ること。

### (2) 水環境

対象事業実施区域内における土地改変を伴う場所及びその周辺の沢筋の情報を適切に把握し、評価書において水環境に対する影響について、適切に予測及び評価が実施すること。さらに、水環境に対する影響について事業着手前から定期的かつ継続的な調査を実施し、その結果を公表するとともに、必要な環境保全措置を講じること。

### (3) 動物、植物、生態系

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、鳥類が頻繁に往来するエリアでは風力発電機の設置を慎重に検討し、適切な環境保全措置を講じること。

イ 稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突の恐れが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講じること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣が複数確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に講じること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

オ 哺乳類のコウモリに関しても、高空域を飛翔する種に関しては、鳥類と同様にバットストライクが想定されることから、上述した同様の措置を講じること。

- カ 重要な植物種が確認された場合は専門家等の意見を求めたうえで、環境保全措置として最適な場所に移植するとともに、事後調査を実施すること。
- キ 事業実施に係る緑化処置については専門家等の意見を求めたうえで、国内移入種による遺伝的かく乱の危険性も考慮したうえで緑化を行い、影響を回避すること。
- ク 湿地の環境影響について、湿地の存在が認められた時には、湿地やその集水域における工事を回避する等、特段の配慮を講じること。また、対象事業実施区域における湿地の有無、及び湿地に関する植生の分布などについて事前に綿密な調査を行うこと。
- ケ 方法書の知事意見への事業者見解では国定公園第1種、2種及び第3種特別地域は、直接的な改変を行わないことから予測及び評価は行っていないと回答している。今後の事業計画においても第1種特別地域に隣接（近接）する事業は避け、第2種及び第3種特別地域については、環境影響が生じる可能性がある場合は予測及び評価を行うこと。

#### (4) 景観・人と自然との触れ合いの場

- ア 準備書で選定している主要な眺望点以外にも、八幡地区の集会施設のほか、八幡高原カキツバタの里を主な眺望点に追加し、調査、予測及び評価すること。
- イ 八幡地区における風車の見え方については、垂直見込角はより小さい値を採用し調査、予測及び評価すること。
- ウ 近接する「やわたハイランド191リゾート」について、準備書の事業者の見解では「ゲレンデ及び休憩施設からは不可視であることを確認している」と記載しているが、その調査内容を景観の項目に記載すること。また「やわたハイランド191リゾート」は重要な観光資源であるため、スキー場からの発電施設の見え方は元より、スキー場を遠望した際のスキーリゾートの雰囲気も損なわれないように、「やわたハイランド191リゾート」の運営事業者に対し、十分な説明を行い、理解を得ること。
- エ 準備書において選定している主要な人と自然との触れ合いの活動の場以外にも「深入山」「恐羅漢山」も事業実施区域及びその周辺のハイキングコースや散策路等についても検討の上で、調査、予測及び評価を実施すること。なお、検討に当たっては、利用者や地域住民及び地元自治体等の意見を聴くこと。

#### (5) 廃棄物等

残土の埋め戻しに関して、埋戻す谷や沢には多様かつ希少な動植物群からなる生態系があることから、評価書の作成までに、風力発電機のヤード及び取付道路等の構造・配置・規模を見直し、当該地の土地の改変を最小限に留める計画にすること。